



# 【第3回】 資料収集担当者による 収集資料

国税当局にはさまざまな資料情報が集積されており、それが調査対象選定を含む税務調査における強力な武器となっている。本連載では、国税当局の情報収集力とその活用方法について、その資料態様ごとに、具体的な事例を挙げて説明する。第3回目の今回は、資料収集担当者による収集資料を取り上げる。

## 《連載スケジュール予定》

	テーマ	掲載号
【第1回】	法定資料	2017年11月1日号(No.1494)
【第2回】	実地調査資料	2017年11月20日号(No.1496)
【第3回】	資料収集担当者による収集資料	2017年12月10日号(No.1498)
【第4回】	情報交換・新しい情報源	2018年1月1日号(No.1500)

デロイト トーマツ税理士法人  
税理士・公認不正検査士

有安 寛次

## 資料収集担当者による 収集資料とは

税務当局の持っている資料収集力について、第3回目の今回は資料収集担当者による収集資料について説明する。

過去2回の連載でも繰り返し記載したように、税務調査においては資料情報が極めて重要である。

しかし、法定資料は源泉所得税の対象となる支払や非居住者に対する支払に関する情報収集に重点が置かれており、法人税調査を念頭に置くと、必ずしも活用できる資料でないものが多いのが実情である。

その点、実地調査資料は、重要資料せんにみられるように、調査官が調査の過程において調査官目線で収集した資料なので、調査の際の活用効果としては大きいものがある。一方で、調査官が気づいたものを資料化したものなので、いわば場当たり的な収集となっており、業種固有の非違の確認のための収集などといった、目的を持った収集はできていないのが実情である。

そこで、目的を持った資料収集のために行われているのが資料収集担当者による収集である。以下、担当部署別にその概要を説明する。

### (1) 税務署の開発調査担当 別調査官による資料収集

主要な税務署には、開発調査担当の特別調査官が配置されている。開発調査とは、税務調査に有効な資料源開発のための調査を意味しており、通常の法人税の調査とは少し毛色の違ったものになっている。

調査対象法人として選定される法人(あるいは個人)は申告に非違がありそうな法人ではなく、有効な資料が収集できそうな法人(個人)である。たとえば、貴金属等の販売業者や新幹線等のチケット販売業者がある。このような業者に調査に入り、貴金属やチケットを売却または購入した者の資料を収集するのが目的となる。

近年はどの業者も買入れする場合には売主の本人確認がなされており、売主の住所、勤務先等の情報を入手できるため、資料化された情報は売主の住所を所轄する税務署に送付されることになる。また、会社員が大量のチケットを売却していたような場合には、会社資産の横領の可能性もあるため、勤務先の法人を所轄する税務署(あるいは国税局調査部)へ送付されることもある(後述事例2参照)。

貴金属については、買取業者が

(図表1) 金地金等に係る譲渡所得の調査状況

- 金やプラチナの価格が歴史的な高値水準にあり、金地金等(金・白金地金、金貨・白金貨)の譲渡によって大きな譲渡益が生じやすい状況が継続しています。金地金等を売却して譲渡益が生じた場合は、原則として、総合課税の譲渡所得として課税されます。
- これに対し、国税庁では、平成24年1月から導入された「金地金等の譲渡の対価の支払調書」のほか、あらゆる機会を通じて資料情報を収集するなどして、積極的に調査を実施しております。金やプラチナの価格が高値水準である傾向が続いていることから、引き続き、平成27事務年度においても積極的に調査等を実施します。  
(注) 「金地金等の譲渡の対価の支払調書」は、平成24年1月1日以降、金地金等の売買を業として行う者が、国内においてそれらの譲渡を受け、200万円超の対価を支払う場合に、税務署に対して支払調書を提出することが義務付けられたものです。
- 平成26事務年度における金地金等に係る譲渡所得調査等による申告漏れ等の非違件数は2,627件(平成25事務年度3,193件)、申告漏れ所得金額は117億円(平成25事務年度160億円)、非違1件当たりの申告漏れ所得金額は447万円(平成25事務年度502万円)となっています。

(出所) 国税庁「平成26事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について」(平成27年10月)

(図表2) インターネット取引を行っている個人の調査状況

- インターネット取引を行っている個人に対しては、あらゆる資料情報を収集・分析するなどして、平成29事務年度においても積極的に調査を実施します。
- 平成28事務年度におけるインターネット取引を行っている個人に対する実地調査(特別・一般)の調査件数は、1,956件(平成27事務年度2,013件)となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,197万円(平成27事務年度1,164万円)となっており、実地調査(特別・一般)全体の申告漏れ所得金額918万円(平成27事務年度941万円)の約1.3倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は234億円(平成27事務年度234億円)に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は221万円で、追徴税額は総額で43億円に上ります。

(出所) 国税庁「平成28事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について」(平成29年10月)

200万円超の買入れをした場合には支払調書を提出することが義務づけられているが、それ以下の金額になるように分割して売買しているケースもあり、依然としてその資料収集の重要性はあるようである(図表1参照)。

業者の顧客名簿等も、相続財産の把握資料等として活用効果が期待できると見られる。重要な資料源とされているため、重要な資料源とされている

ようである。もっとも、どこまで入手できるかは業者側の協力度合いによるところも大きいものと思われる。

また、このような調査の対象となっていないことから足が付きにくい資産として最近コイン売買も注目されている。富裕層の資産把握の一環として国税当局も注目しており、資料収集の対象とされているものと思われる。

開発調査担当の特別調査官はこの

ように自ら税務調査として臨場する場合が多いようであるが、純粹に資料収集目的で会社に協力要請をして資料収集に臨むことや、他の部門の調査事案に同行して資料収集を行うこともあるようである。

(2) 国税局課税一部資料調査課による資料収集

国税局課税部の資料調査課は「リョウチョウ」とも呼ばれ、非常に厳しい調査を行うことで定評がある部署であるが、実はここにも資料収集を専任としている実査官がいる。

資料調査課の資料収集担当者は資料調査課の調査に限らず、調査部が行う大規模法人の調査にも同行して資料収集を行っているようである。

ようである。

電子商取引は、無申告や過少申告となっている例も多いことから、特に個人所得税の調査の際の有効な資料となっているようである(図表2参照)。

(4) 「特別収集」資料せんと「一般収集」資料せん

(1) (3)のような収集資料を国税当局では「特別収集」資料せんと呼んでいるようであり、そのほかに「一般収集」資料せんと分類されているものがある。

一般収集資料せんとは書面照会の方法により収集する資料せんのことを指し、会社や個人に「売上・仕入・費用・リベート等に関する資料」の提出依頼が来ることがあるが、この資料せんを指している(「一般取引資料せん」と記載されている)。この提出依頼は質問検査権に基づくものではないので未提出の場合の罰則規定もないが、多くの会社・個人は提出しているものと思われる。

少し古いデータになるが、平成20事務年度における特別収集資料せんは98,919千枚、一般収集資料せんは8,856千枚であり、実地調査資料等を含めた法定外資料の総収集枚数は111,497千枚であった(国税庁「最近10年間の動き

(3) 国税局の統括国税実査官(電子商取引担当)による資料収集

電子商取引担当の統括国税実査官は主に、ネットでモールの展開しているようなプロバイダーやネット販売権の買取業者などの調査に同行して、ネットへの出店者情報を収集している部署である。また、ネット証券会社等での外国為替証拠金取引(FX)資料の収集等も行っており、ネットを通じて何らかの利益を得ている者の情報を幅広く収集している

ようである。

電子商取引は、無申告や過少申告となっている例も多いことから、特に個人所得税の調査の際の有効な資料となっているようである(図表2参照)。

(4) 「特別収集」資料せんと「一般収集」資料せん

(1) (3)のような収集資料を国税当局では「特別収集」資料せんと呼んでいるようであり、そのほかに「一般収集」資料せんと分類されているものがある。

一般収集資料せんとは書面照会の方法により収集する資料せんのことを指し、会社や個人に「売上・仕入・費用・リベート等に関する資料」の提出依頼が来ることがあるが、この資料せんを指している(「一般取引資料せん」と記載されている)。この提出依頼は質問検査権に基づくものではないので未提出の場合の罰則規定もないが、多くの会社・個人は提出しているものと思われる。

少し古いデータになるが、平成20事務年度における特別収集資料せんは98,919千枚、一般収集資料せんは8,856千枚であり、実地調査資料等を含めた法定外資料の総収集枚数は111,497千枚であった(国税庁「最近10年間の動き

(平成11年7月～平成21年6月)。この年度以降、特別収集枚数等のデータは公表されていないが、平成27事務年度における法定外資料の枚数は130、100千枚であり(国税庁「第65回事務年報(平成27年度)」)、収集枚数は年々増加していることがみてとれる。

以下では、事例により資料収集担当者による資料収集とその活用をみていくこととしたい。

### 事例1(図表3)

#### (1) 事案の概要

会社員Aはその趣味に関して記載したブログが好評で、読者数も多くなり、それにつれてブログ収入(広告料収入)も会社員としての給料を上回るようになった。

Aはブログ収入については「税金を払わなきゃいけないのかな?」と思いつつも、「まあ放っておけばいいだろう」と申告しないまま数年が過ぎていく。

#### (2) 調査展開

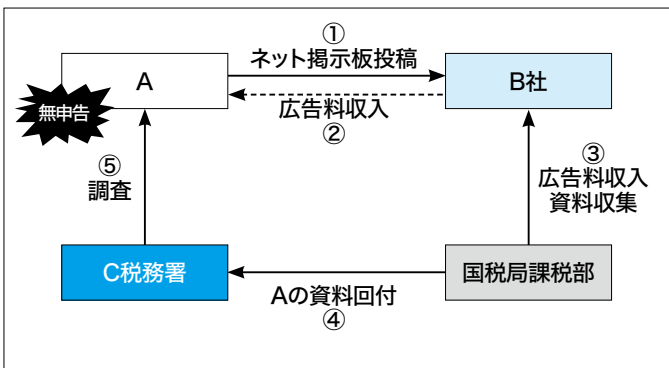
国税局課税部の調査担当者はネット掲示板を展開しているB社に調査に臨場し、資料収集担当者も同行した。資料収集担当者は、ネット掲

板投稿者への広告料支払に関する資料が収集できることを想定して同行したものである。

B社において事業の概況を聴取したのち、B社の広告料収入と掲示板掲載者への支払状況を確認した。広告料支払件数は膨大であったが、資料収集担当者は1年間の支払状況をデータで提出することを依頼し、B社の了解を得た。

資料収集担当者は持ち帰ったデータを分析し、その収入金額が多額な者については個別に資料せんを作成して掲示板投稿者の所轄税務署に回付し、またそのデータ全件は国税当

(図表3) 事例1



局のデータセンターにおいてネット掲示板投稿者の広告料収入に関する資料としてデータベースに入力された。

Aの納税地を所轄するC税務署のD調査官はAの広告料収入資料の解明指示を受け、まず確定申告を確認したが無申告であった。得られた情報では電話番号の記載がなかったため、DはAの住所を訪問したが不在であった。そこでDは「所得税の申告について伺ったが不在であった。C税務署D調査官まで連絡をもらいたい」旨のメモを残した。

翌日AからDに連絡が入り、Aは会社員であること、ネット掲示板の広告料収入があること、確定申告はしていないこと、を確認した。また、日を改めて休暇を取り税務署に赴く旨約束したので、その際に広告料収入が振込みされている預金通帳の持参を依頼した。

翌週、Aは税務署に赴き、Dに手持ちの預金通帳を提示したところ、B社以外のネット業者からも振込みがあることが確認された。古い通帳の保存はなく、A本人も入金がいくらあったのか正確に把握していないため、Dは銀行に預金口座の復元を依頼し、収入金額を確定した。

Aはネット掲示板関連収入を雑所得として給与収入と合算して期限後

申告を行った。

#### (3) 実務への示唆

ユーチューバーという言葉も流行語になっているが、ネットに動画やブログを掲載してそこから利益が得られるという新しいビジネスが生まれている。それ以外にも、FX、ネットオークションでの販売等、事業者以外の者が比較的容易に利益を得る機会がネット上で提供されており、ややもすると申告の必要性を認識していないことも多く、無申告の温床にもなってきた。

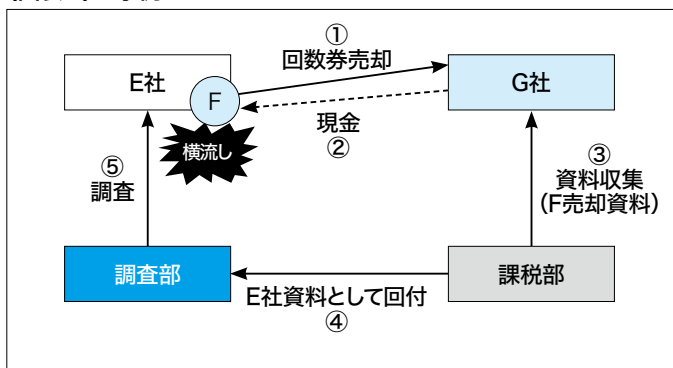
ネットで簡単に利益を得られる可能性がある時代であるが、国税当局は積極的に資料収集に動いており、利益が出た場合には申告が必要かどうかも含めて検討することが必要である。検討のしかたとしては、税理士に依頼すれば(何がしかの費用はかかるが)安心であるが、税務署に資料を持って相談に行っても対応してもらえるものと思われる。

### 事例2(図表4)

#### (1) 事案の概要

E社は東京に本社を置く大企業であるが、営業部員を中心に頻繁に地方出張があり、特に大阪、名古屋へ

(図表4) 事例2



の出張が多い。E社では出張経費を節約するために、大阪、名古屋への新幹線出張については回数券を利用することとし、経理課において一元管理している。経理課で回数券の管理を担当しているのは古参社員で担当課長であるFであり、F以外の者は回数券の管理状況についてはまったく関与していなかった。

Fは長年回数券の管理をしていくうちに、その購入から払出しまで、形式的なチェックだけで事実上1人ですべて行うようになっていた。やがてFは、回数券の一部を金券ショップを持って行き換金するよう

になった。必然的にE社の回数券購入枚数は増えていったが、旅費交通費全体のなかでは目に見えるような増加ではなく、だれの注意も引かなかった。

## (2) 調査展開

資料収集担当者は金券ショップを営むG社に資料収集の協力依頼を要請し、G社の了解を得た。金券ショップでは新幹線回数券、切手、印紙、株主優待券等の買取に関する資料を収集した。G社では買取をする際に本人確認のために身分証明書等の提示を求め、そのコピーを保存しているため、その記録から大量の持込みをした者の資料を収集した。

資料収集担当者は、勤務先の保険証、社員証等を本人確認資料として提示した者については、その勤務先に対する資料として資料せんを作成した。Fからの新幹線回数券買取についても、E社に対する資料として資料化された。

E社の法人税調査において当該資料も解明することとされ、調査官はその解明に乗り出した。

旅費交通費の調査の一環として新幹線の回数券受払資料も提出を受けたが、特に不審な点はなかった。

そこで調査官はFから個別に話が聞きたいとして、会社の人には席を

外してもらい、F1人に調査室に来てもらい「金券ショップに回数券を持ち込んでますよね？」と単刀直入に聞いたところ、当初は否定していたが、やがて否定しきれないと観念し会社の回数券を転売していた事実を認めた。F自身も金券ショップに持ち込んだ枚数、金額等はわからないとしたが、その方法を聞いたところ、回数券購入段階で抜き取った枚数を減らしたうえで台帳に記載していることがわかった。そこで、回数券購入実績と受払台帳を照合したところ、台帳記載段階で枚数が減っていることが確認できた。

調査官は会社担当者に事実関係を説明し、Fが横流した総額を算出するように依頼した。その結果、過去5年間で約1,000万円の横領が確認された。

会社はFから回収する意思を明らかにしたため、過大旅費交通費として否認し、処分はFに対する貸付金とした。

Fは経理課の担当課長という職にあり、また、回数券の管理を事実上1人でできる立場にあったことから、Fの行為は会社の行為とみなせるとして重加算税を課した。

## (3) 実務への示唆

使用人不正の事例である。

連載第2回の事例3(役員不正の事例)でも記載したが、使用人不正を会社の行為とみなせるかどうかはその者の職務権限にもよるため、事実認定によるところが大きい。しかし、本件のように経理部のなかで課長職にいる者による不正は、会社の行為とみなされる可能性が高いと考えられる。

使用人不正は、本件のように長年1人の担当者に任せきりにしている部署で起こることが多い。内部牽制が機能していないからであり、複数人によるチェックや定期的な内部監査を行うことが必要と考えられる。

有安 寛次(ありやす・かんじ)  
テロイト トーマツ税理士法人  
税理士・公認不正検査士  
国税当局に二十余年勤務のち2005年8月より税理士法人トーマツ(現テロイト トーマツ税理士法人)に移り、現在ビジネス タックスサービスユニットの一員として、内外の企業に対して国税の実務経験を踏まえた幅広いアドバイスを行っている。  
主な著書に『税務調査のすべてQ&A』(共著、清文社)があるほか、本誌に「税務調査の基礎のキソ」を26回にわたって、「業種別 税務調査の対策ポイント」を7回にわたって連載、その他寄稿記事が多数ある。